

# 平成23年度 岡山県特定最低賃金改定額一覧

(岡山県内の特定の産業の労働者に適用されます。)

最低賃金の件名	改正後の時間額 (引上げ額/引上げ率)	改正前の時間額	効力発効
岡山県耐火物製造業最低賃金	808円 (4円/0.50%)	804円	12月15日
岡山県鉄鋼業最低賃金	822円 (4円/0.49%)	818円	12月10日
岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金	802円 (4円/0.50%)	798円	12月18日
岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	738円 (4円/0.54%)	734円	12月18日
岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金	790円 (4円/0.51%)	786円	12月15日
岡山県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	821円 (4円/0.49%)	817円	12月15日
岡山県各種商品小売業最低賃金	747円 (4円/0.54%)	743円	12月21日

## 注1) 次の賃金は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
- ② 時間外手当・休日手当・深夜手当
- ③ 臨時に支払われる賃金
- ④ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金

## 注2) 特定最低賃金が適用されない労働者について

上記の一覧表に掲げる業種の事業場は、それぞれ該当する特定最低賃金が適用されますが、次の場合は「岡山県最低賃金」が適用となります。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの。

なお、「岡山県鉄鋼業」「岡山県自動車・同附属品製造業」「岡山県船舶製造・修理業、船用機関製造業」については、雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの。

- ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者。

**特定最低賃金が適用されない労働者は、「岡山県最低賃金」が適用されます。**

